

# ～ ご存知ですか？ ～

お く が い こ う こ く ぶ つ

## 屋外広告物には、ルールがあります。

屋外広告物は、「屋外広告物法」「福井県屋外広告物条例」により、大きさ・高さ・設置場所等が規制されています。

### ◆屋外広告物とは

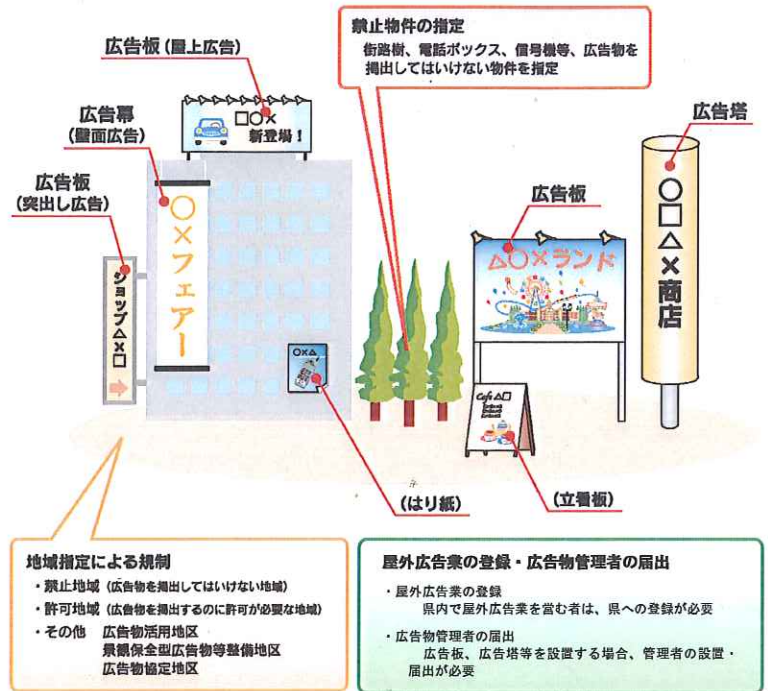
屋外で、公衆に対し、常時または一定の期間継続して表示される広告板、広告塔、広告幕、のぼり、アドバルーン、はり紙、はり札、立看板などをいいます。

内容が営利的なものも、非営利的なものも、どちらも屋外広告物に該当します。

### ◆屋外広告物規制の目的

屋外広告物は、社会経済活動における情報伝達の媒体として重要なものですが、これを放置しておく、都市の美観や自然の風致を損なうばかりでなく、落下・倒壊等による安全上の問題もでてきます。

そこで、本県では、屋外広告物法に基づき「福井県屋外広告物条例・施行規則」を定め、設置を禁止する場所や、表示面積・高さ等の基準を定めています。



## 屋外広告物を表示(設置)するときは、「市(町)長の許可」が必要です。

屋外広告物を表示(設置)する場合は、原則として市役所または町役場の屋外広告物担当課に申請し、許可を受けなければなりません。

※ 広告板、広告塔等を設置する場合は、管理者を設置し、届け出なければなりません。

※ 自家用広告物(自己の店舗名称を表示した看板など)についても、一定面積を超えれば許可が必要です。

## 屋外広告物の表示(設置)に関する営業(屋外広告業)を行うときは、「県知事の登録」を受けることが必要です。

福井県内に屋外広告物を表示(設置)する屋外広告業者は、県内・県外の業者を問わず、また元請・下請を問わず、福井県土木部都市計画課に申請し、登録を受けなければなりません。

※ 登録を受けるには、屋外広告士や都道府県の主催する屋外広告物講習会の修了者など、一定資格を持つ者を「業務主任者」として営業所ごとに選任する必要があります。

※ 業者に広告物の表示(設置)を依頼する広告主の方は、登録を受けた業者への発注をお願いします。